

特定生産緑地(寝屋川市)の指定

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名 称	位 置	面 積(ha)			申出基準日	備考	図面 番号
		生産緑地地区 (都市計画)	特定生産緑地				
			既に指定され ている区域	新たに指定す る区域			
池田本町1	池田本町地内	0.05	0.00	0.05	令和4年11月30日		①
上神田一丁目5	上神田一丁目地内	0.43	0.00	0.32	令和4年11月30日		②
上神田二丁目4	上神田二丁目地内	0.42	0.00	0.26	令和4年11月30日		②
河北中町5	河北中町地内	0.39	0.00	0.23	令和4年11月30日		③
河北中町6	河北中町地内	0.20	0.00	0.11	令和4年11月30日		③
木田町1	木田町地内	0.38	0.00	0.14	令和4年11月30日		④
木田町3	木田町地内	0.23	0.00	0.04	令和4年11月30日		④
葛原二丁目1	葛原二丁目地内	0.92	0.00	0.64	令和4年11月30日		⑤
葛原二丁目2	葛原二丁目地内	0.17	0.00	0.03	令和4年11月30日		⑤
点野五丁目2	点野五丁目地内	0.21	0.00	0.07	令和4年11月30日		⑤
仁和寺本町三丁目8	仁和寺本町三丁目地内	0.17	0.00	0.13	令和4年11月30日		⑤
高柳六丁目5	高柳六丁目地内	0.13	0.00	0.08	令和4年11月30日		⑥
高柳栄町1	高柳栄町地内	0.28	0.00	0.10	令和4年11月30日		⑦
太間町2	太間町地内	0.35	0.00	0.05	令和4年11月30日		⑧
寝屋二丁目5	寝屋二丁目地内	0.17	0.00	0.17	令和4年11月30日		⑨
東神田町2	東神田町地内	0.18	0.00	0.16	令和4年11月30日		⑩
東神田町7	東神田町地内	0.06	0.00	0.06	令和4年11月30日		⑩
東神田町8	東神田町地内	0.42	0.00	0.42	令和4年11月30日		⑩
美井元町3	美井元町地内	0.44	0.00	0.06	令和4年11月30日		⑪

「区域は指定図表示のとおり」